

第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画(案)に対する提出意見と市の考え方

1 意見提出期間 令和2年(2020年)12月18日(金)～令和3年(2021年)1月20日(水)

2 いただいた御意見 285件(132通)

3 提出意見と市の考え方

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
第1章	4 計画の策定体制等	1	吹田市障がい者福祉事業推進本部とは何か。	説明を追記しました。 【追記内容】 障がい福祉事業の庁内での連絡調整を図り、当該事業を総合的かつ効果的に実施するために設置された会議体。本部長が市長、副本部長が副市長及び教育長、構成員は関係所管の部長級職員。
第2章	2 障がい福祉施策に関わる市民の意識	2	障がい児福祉計画立案にあたっては、アンケートだけでなく、アンケートに関心があっても答える余裕のない保護者・きょうだい含む家族に直接ヒアリングすることに留意してほしい。	今後のアンケート実施時には、設問数や設問内容を整理し、回答しやすい内容作成に努めます。また保護者へのヒアリングについても検討してまいります。
第3章	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	3	重度障がい者が生活できるよう、必要な入所施設を整備してほしい。【8件】 ＜主な個別意見＞ ・福祉施設の入所者の地域生活への移行を考える前に、(入所施設の)待機者を何とかしないとけないのではないか。 ・(グループホームとあわせて)重症心身障がい者の入所施設づくりも必須。	障がい者の暮らしの場の一つである入所施設は、真に必要とする方もおられることを踏まえ、本計画にサービス利用の見込量を定めています。なお、サービスの確保にあたっては、大阪府と調整しながら進めてまいります。
		4	(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実 地域生活支援拠点の機能充実と障がい者相談支援センターの関係性が分かりにくい。	計画案にも記載しているとおり、本市の地域生活支援拠点等の機能は、くらしの支援センターみんなのき及び市内の各サービス事業所を活用した整備を進めています。 本市においては、障がい者相談支援センターを中心とした相談支援体制の構築を進めており、相談機能の強化にあっても、市内6か所の障がい者相談支援センター、みんなのきにおける相談支援事業所を含む市内の計画相談支援事業所の連携を一層強化する必要があると考えます。 以下のとおり、追記しました。 【追記内容】 3)成果目標達成に向けての取組 (イ)「①相談機能の強化」及び「⑤地域の体制づくり機能の強化」については、各計画相談支援事業所等と連携しながら、障がい者相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。
	(4)福祉施設から一般就労への移行等	5	市役所における障がい者雇用の促進について、数値目標を定めることや具体的な文言を追記するなどすべきである。【2件】 ＜主な個別意見＞ ・計画期間の3年間で雇用する障がい者に関する数値目標を障がい種別ごとに示してほしい。	障がい者雇用については、個性と能力が発揮できる職場づくりに向けて、障がい者活躍推進計画に沿って取組を進めるものと考えています。
		6	市役所での障がい者雇用拡大のための具体策を定める。【4件】 ＜主な個別意見＞ ・この3年間で新規事業を打ち出して雇用率のアップに取り組むべき。現行の採用試験のやり方では、精神障がい者や知的障がい者の雇用は増加しない。雇用を実現させるような策が必要。	
		7	安心して働ける施策の推進・企業の理解促進を図るための具体策を提示すべきである。【2件】 ＜主な個別意見＞ ・障がい者雇用に対する企業の理解促進を図るための具体策を提示すべき。	例えば、市役所における障がい者雇用や就労実習の事例から見える課題やその対応策を含めた具体的な内容をもって、啓発を行うことが考えられます。
8	市役所における就労実習を推進すべきであり、具体化すべきである。【4件】 ＜主な個別意見＞ ・障がい者雇用を拡大するためには、庁内で就労の実習を拡大すべきであり、障がい者雇用に結びつくような庁内実習を積極的に推進すべき。 ・就労実習の充実を図るという内容を具体的に示すべき。	計画案に位置づけているとおり、市役所及び公共施設における障がい者職業実習など、就労実習の場の充実に向けた取組を進めてまいります。		

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
第3章 2 成果目標	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	9	就労支援のためのネットワーク構築の内容が分かりにくい。【4件】 ＜主な個別意見＞ ・ネットワーク構築や就労実習の場の充実というあいまいな言葉が並び、分かりにくい。どのようなネットワークであるかを書き、どのような連携であるかを書く必要がある。 ・P44の3)の(イ)における「事業所」とは何を指しているのか。そのことにより、ネットワーク構築や連携強化のイメージがつかめない。	以下のとおり、追記・修正しました。 【追記内容】 3) 成果目標達成に向けての取組 (イ) 一般就労への移行に向け、支援に関する多様な選択肢の中から障がいの特性やニーズに合った支援ができるよう、 <u>就労移行支援事業所及び障がい者就業・生活支援センター</u> <u>その他関係機関の「顔の見える関係づくり」を引き続き進めるとともに、有機的な連携のためのネットワーク構築に取り組みます。</u>
		10	福祉施設から一般就労への移行の部分のそれぞれの成果目標について、大幅ダウンとなっていることに対する説明が必要ではないか。	成果目標の数値については、計画案の記載のとおり、国の基本指針に沿って設定をしています。
		11	福祉施設から一般就労への移行の部分においても、合理的配慮の取組の推進について記載すべきではないか。	障がい者の一般就労においても、合理的配慮は重要と考えており、本計画案においても「障がい者雇用に対する企業の理解促進」により、合理的配慮の促進を図ってまいります。
	(5) 相談支援体制の充実・強化等	12	相談支援体制の充実・強化等について、「障がい者相談支援センターは…取り組みます」とあるが、主語は市ではないか。	以下のとおり修正しました。 【修正内容】 3) 成果目標の達成に向けての取組 (ア) 障がい者相談支援センターの認知度を高める取組を行うとともに、～
		13	「センターの認知度を高める…」のセンターが何を指しているのか分からない。	
		14	相談支援の機能強化について、数値目標を定め、具体的な文言を追記することが必要である。【3件】 ＜主な個別意見＞ ・相談支援の機能強化について具体的な内容を明記せよ。その際、市が行う取組を書くべきである。 ・障がい者相談支援センターに関する数値目標を設定すべきである。	相談者を適切なサービスや支援機関につなげるため、本計画においては、障がい者相談支援センター、基幹相談支援センター、計画相談支援事業所の担うべき役割及び具体的な取組を位置付けています。各機関がその役割を果たし、相互連携を図ることで、相談者のニーズに応えることができると考えています。
		15	自立支援協議会、居住支援協議会とは何か。【2件】	説明を追記しました。 【追記内容】 ＜自立支援協議会＞ 障害者総合支援法の規定により、地域における障がい者等への支援体制について、情報共有し地域の実情の応じた体制の整備について協議する場として設置するもの。障がい者等や福祉、医療、教育又は雇用等関係機関が協議し相互連携を図る。 ＜居住支援協議会＞ 住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)の規定により、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者等住宅の確保に特に配慮を要する者が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進するため組織され、大阪府では「Osakaあんしん住まい推進協議会」が設置されている。
	16	地域自立支援協議会や居住支援協議会との連携体制の構築や連携に努めるといった記載の内容が分かりにくい。【2件】	以下のとおり追記・修正しました。 【追記内容】 3) 成果目標達成に向けての取組 (エ)～(1段落目省略)～、また、居住支援協議会(Osakaあんしん住まい推進協議会)と連携するとともに、吹田市地域自立支援協議会地域会議において、障がい者等の支援に係る課題解消を図るため、社会資源の現状分析や評価等を行うとともに、情報共有や相互連携に取り組みます。	

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方	
2 成果目標	(5)相談支援体制の充実・強化等	17	相談支援体制を示した図の表現を修正する必要があるのではないか。【4件】 ＜主な個別意見＞ ・地域自立支援協議会の運営を基幹支援センターではなく、障がい福祉室の運営とすべきで、そうすると基幹相談支援センターは管轄又は事務局担当とすべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、図を一部修正しました。	
		18	社会資源を活用した障がい者支援が必要である。【4件】 ＜主な個別意見＞ ・公民資源の有効活用の観点から、自立支援協議会を活性化するため、喫緊の地域課題(グループホーム、精神、発達障がい等)の解決に取り組むためのプロジェクト的「専門職チーム」も必要ではないか。 ・公民資源の有効活用の観点から、社会福祉協議会ネットワークの積極的な活用が望まれる。	さまざまな社会資源を活用して、障がい者の地域生活を支援することは重要であると認識しており、関係機関が支援に係る課題について、地域自立支援協議会地域会議において情報共有及び相互連携し、解消に取り組むものと考えています。	
		19	地域自立支援協議会の充実が必要である。【2件】 ＜主な個別意見＞ ・地域自立支援協議会を地域ならではの優れた取組が展開されていく協議会(審議会)とすべきである。		
		20	地域の計画相談支援事業所に対する専門的な指導・助言について、積極的に進める意思がないように読み取れる。	計画案で示している地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等、人材育成の支援や連携強化の取組に係る件数は、障がい者相談支援センターのセンター長会議や地域自立支援協議会地域会議の機会を捉えて実施する件数を見込量としています。上記以外に、日々の業務においても、適宜、指導や助言、人材育成、連携強化の取組を行ってまいります。	
		21	障がいのある方や家族の不安を軽減できるような取組をしてほしい。【2件】 ＜主な個別意見＞ ・金銭的な理由で、グループホームを利用できないとされている方も多いと思う。そこらへんの詳細を障がい者手帳を持っている方とご家族への説明機会を増やしてほしい。	計画案P47にも記載のとおり、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談支援体制を構築することで、障がいのある方や家族の不安の軽減につながるものと考えています。	
	(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	22	新たな制度事業や業務変更事項などをメールだけに頼らず、情報共有、周知の場として公式な事業所説明会を開催するような体制を作るべきである。	速やかに事業所へ情報提供を行うため、メール等の方法を取っております。情報提供の方策については、今後も、新型コロナウイルス感染状況や事業所職員の拘束時間も考慮したうえで、判断してまいります。	
		23	「就労継続支援A型の適切な運営が行われるように指導、支援します。」を記載することを求める。	計画案P50に記載のとおり、各事業所の職員の支援技術の向上に取り組むとともに、適切な事業運営がなされるよう、必要に応じて、実地指導や集団指導等の機会を捉えて注意喚起を行います。	
	3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策	(1)自立支援給付の利用見込みとその確保策【訪問系サービス】	24	サービス内容の説明について表現を修正した方がいい。	ご意見の趣旨を踏まえ、以下のとおり、追記・修正しました。 【追記・修正内容】 ＜居宅介護＞ 自宅において、入浴や食事等の身体介護、掃除や洗濯等の家事援助及び通院や官公庁への付き添いを提供するサービス ＜重度訪問介護＞ ・重度の障がいにより行動が著しく困難で常時介護が必要な障がい者が対象 ＜重度障がい者等包括支援＞ ・介護の必要の程度が著しく高い障がい者が対象
			25	作業所に、今後リハビリその他専門職の配置を増やしてはどうか。	計画案P54に記載のとおり、障がい特性に合ったサービスが提供されるよう、リハビリテーション加算等の活用を事業所に対し周知する等、支援体制の確保に取り組めます。

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
第3章 3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策	(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策【短期入所サービス(ショートステイ)】	26	(特に重度の受入れが可能な)ショートステイが不足している。【3件】	計画案P55に記載のとおり、さまざまな障がい特性に対応できるサービスの確保に向け、取り組みます。
	(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策【居住系サービス】	27	グループホームを増やしてほしい。【34件】 <主な個別意見> ・グループホームの数が少ないということを理解しているのか。「吹田で暮らしていて良かった」と思えるような、安心できる環境を整えてほしい。 ・グループホームの整備を積極的に行うべきだと思う。以前の目標から引き下げるのは、本来あるべき市政ではないと思う。 ・吹田市内に受入れの場(グループホーム)があればと切に望む。	共同生活援助(グループホーム)については、障がい者の生活の場としてニーズが高いことを踏まえ、本計画において、重点取組として位置付け、整備促進に取り組んでいきます。 なお、見込量は、記載のとおり、現時点での不足数ではなく、今後3年間の整備可能性等も踏まえた数値としています。
		28	(グループホームを増やすため)財政的支援を含めた具体策を提示してほしい。【13件】 <主な個別意見> ・障がいのある方の暮らしの場の整備を今まで以上に重点課題であるとして、市政を進めてほしい。グループホームの整備のために、財政的支援を含めた政策をきちんと打ち出してほしい。 ・これまでの実績からすると、2023年度の見込みに達しないと思われるため、市の財政的支援の抜本的な見直しが必要。	計画案に記載のとおり、整備にあたっての課題の解消に取り組む、有効な整備促進策を検討してまいります。
		29	(グループホームを増やすために)場所の確保や人材の確保に対する市の補助を増やしてほしい。【35件】 <主な個別意見> ・グループホームに関しては建設、修繕費補助、建て貸しの補助、家賃補助の継続などの場所の確保に関する補助を検討すべき。 ・職員の家賃補助制度や人材紹介機能の強化などの具体的な人材確保策が必要。 ・場所や人に関する補助をして、グループホームを増やしてほしい。 ・建物の場所、施設の整備などを考えると、補助金などがない限り、施設をつくり運営することは難しいと思う。 ・自分たちの仕事に誇りが持てるような働き方ができるよう、給与保障ができるような予算を検討してほしい。	計画案に記載のとおり、整備にあたっての課題の解消に取り組むとともに、現行制度や社会資源の活用等多角的な観点から、有効な整備促進策を検討してまいります。
		30	重度障がい、聴覚障がいなど障がい特性に応じた生活の場を確保するための具体策を示してほしい。【20件】 <主な個別意見> ・暮らしの場の重度加算など具体的な対策が必要。 ・障がい特性にあった支援体制の確保に向けて、吹田市の支援を見える形で示してほしい。 ・医療的ケアが必要な障がい者、強度行動障がいの方が暮らせるグループホームを作ってあげてほしい。 ・聴覚障がい者用のグループホームを作ってほしい。	計画案P32及びP57のとおり、単にグループホームを増やすだけでなく、さまざまな障がい特性に対応できるサービスの確保という観点から、重点的に取り組みます。
31	実態調査や分析に基づく、効果的な整備促進としてほしい。【2件】 <主な個別意見> ・グループホーム整備が計画どおりに進まなかった原因を分析し、対策を協議して、計画どおり行えるようにしてほしい。	整備に取り組むに当たって、どのぐらい不足しているか(どのぐらい整備すれば満たされるか)の詳細な数値を把握することが必要と考えるため、以下のとおり追記・修正しました。 【追記内容】 (ウ)～(第1段落省略)～。なお、増加するグループホームの見込量は、現状と今後3年間の整備見込みを踏まえ算出していますが、障がい者の重度化及び高齢化、親亡き後の生活の場である共同生活援助の必要数を考えると、まだまだ十分な見込量とはなっていません。今後、詳細な必要数を算出する仕組みを構築するとともに、整備にあたっては、課題となっている場所の確保、世話人等の人材不足の解消に取り組めます。		

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
3 障がい福祉サービス等の利用見込みとその確保策	(1) 自立支援給付の利用見込みとその確保策【居住系サービス】	32	<p>その他、グループホーム整備促進のために行ってほしいこと【11件】</p> <p><主な個別意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム用の土地や建物の規制緩和をしてほしい。 ・グループホームについては、空き家問題がある中、市でその把握をして、家主と交渉を行うなどして解決できる部分はあるのではないかと。 ・市がグループホーム住宅を確保して法人に貸し付けるなど、一刻も早くグループホームの拡充、確保を求める。 ・市内にある耕作地をグループホーム建設のために売却もしくは借地として使用するのであれば相続税の納税を免除する特例を設けたらどうか。 	整備にあたっては、御意見を参考にし、多角的な観点から整備促進策を検討してまいります。
		33	<p>地域生活支援事業の各サービスを拡充してほしい。(訪問入浴、日中一時支援、移動支援)【6件】</p> <p><主な個別意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(障がい児の豊かな支援のために)日中活動支援の事業所に、市として財政的な補助をしてほしい。 ・訪問入浴サービスも日中一時支援事業も見込量が少なすぎる。また、サービス提供体制の確保も明記すべき。 ・障がいの種類に関係なく、ガイドヘルプ制度の拡充が必要。 	計画案のとおり、実績の推移から算出した見込量とし、必要なサービスが提供できるよう体制の確保に取り組みます。
	34	手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業の拡充【6件】	手話通訳者や要約筆記者となる人材も限られる中、計画案のP63にも記載のとおり、ICTの活用など幅広い視点から手話通訳者や要約筆記者の派遣体制の確保に取り組みます。	
	35	吹田市民病院に専任手話通訳者を配置してほしい。【5件】	受診に係る手話通訳派遣については、計画案P63のとおり、引き続き派遣体制の確保に取り組んでまいります。なお、病院における手話通訳者配置については、計画案P69のとおり、各事業者において合理的配慮が推進されるよう、啓発等取組を進めてまいります。	
4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	(1) 障がいを理由とする差別及び社会的障壁の解消の推進	36	<p>差別解消、バリアフリー、合理的配慮を一層推進していくべきである。</p> <p>【14件】</p> <p><主な個別意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、協議会で差別解消に向けた取組をどのように進めていくのか、具体的に3年間のロードマップを示してほしい。 ・「こころのバリアフリー」への取組を推進することも加えるべき。 ・合理的配慮について、当事者職員参画のもと理解に努めることを加えてほしい。 ・差別解消条例や手話を含むコミュニケーション条例の制定について、計画に盛り込む必要がある。 ・P69の(ア)では公共施設の新設だけでなく改修時にも加えるべきである。 ・バリアフリー化に向けた取組とユニバーサルデザインの違いについては、一般的ではないと思うので、説明を加えてほしい。 	<p>計画案P69のとおり、合理的配慮の提供、障がい者差別の解消について、市役所内や地域で取組が促進されるよう、重点取組として位置付けたものです。また、バリアフリーについては、施設(ハード)と心(ソフト)の両面から取り組む必要があると考えます。</p> <p>具体的な方策については、障がいの当事者等の御意見を伺いながら、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、2)取組項目の(イ)について、以下のとおり追記するとともに、バリアフリー及びユニバーサルデザインについては、以下のとおり説明を追記します。</p> <p>【追記内容】</p> <p>2)取組項目</p> <p>(イ)合理的配慮の提供が市役所全体の取組として十分に浸透するよう、吹田市合理的配慮庁内推進会議を開催し、常に合理的配慮の視点をもって業務が行われるよう、啓発を推進するとともに、効果的な取組について検討を進めます。また、障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備の規定がある職員対応要領の周知・徹底を図ります。</p> <p><バリアフリー></p> <p>もとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味の住宅建築用語。段差等の物理的障壁の除去のほか、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁の除去という意味で用いられる。</p> <p><ユニバーサルデザイン></p> <p>あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。</p>

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
第3章 4 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組	(2)コミュニケーション支援の促進	37	吹田市手話言語条例を制定してほしい。 【11件】	計画案のとおり、今後も、手話は言語であるという認識に立ち、手話を含むコミュニケーション手段の普及・啓発や、支援の充実に努めてまいります。
		38	聴覚障がいへの理解と手話の普及が必要。 【5件】 <主な個別意見> ・市民や行政に手話を広げること、聴覚障がい者に対する理解を深める方策が必要。 ・学校教育の場で、児童や生徒、保護者、教職員を対象にした聴こえないことへの理解と手話の普及ができる方策を加えてほしい。 ・市民、市の公共機関に勤める人、小中学校の教職員に対する簡単な手話の普及活動を加えてほしい。	市民がさまざまな障がい特性に対する理解を深められる機会を提供するとともに、計画案P70に記載のとおり、手話や点字、要約筆記等の普及・啓発に努めます。 なお、市内全小・中学校においては、人権教育を推進しており、重点目標及び実践計画のもと、取組を進めてまいります。 現在、全校一律での手話学習を実施する予定はございませんが、各学校においては、手話や車いす等への理解や体験、障がいのある方との交流などを通して、同じ社会に生きる人間として、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養っております。 また、難聴学級についての研修を含め障がいのある児童・生徒への理解のための教職員研修を実施しております。 今後も聴覚障がいを含め、様々な障がい等に対する「障がい者理解教育」の一層の充実を図ってまいります。
		39	障がい特性に応じた分かりやすい情報発信やコミュニケーション支援が必要。【3件】 <主な個別意見> ・「PECS等の拡大代替コミュニケーション手段の導入」を(計画に)入れていただきたい。	計画案P70に記載のとおり、幅広い視点で障がい者の情報取得やコミュニケーション支援等の機会拡大に取り組みます。
	(3)障がい者に対する虐待の防止	40	虐待に関する市の支援の見える化が必要。	以下のとおり追記しました。 【追記内容】 2)取組項目 (ア)障がい者に対する虐待が疑われる場合の速やかな通報を徹底するため、相談支援専門員やサービス管理責任者等の事業所の従業員の虐待防止に対する意識を高める研修を実施するとともに、 <u>虐待防止ネットワークを活用して支援体制を強化し、虐待の発生要因や取組に係る分析・検証を行うなど、虐待事案の未然防止及び早期発見のための取組を促進します。</u>
	(4)事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実	41	非常時の円滑な対応に向けた取組が必要である。 【2件】 <主な個別意見> ・新型コロナウイルスに感染している障がい者又はその家族の一時生活場所の確保が必要。計画に新型コロナウイルス感染症対応場所を作るを加える。	計画案P72に記載のとおり、事業所においてリスクマネジメントが行われるよう、集団指導等の機会を捉え、事業者に対して注意喚起を行います。 また、感染症対策においても、事業者と連携しながら、取組を進める必要があると考えます。
(5)障がい福祉人材の確保、定着及び養成	42	人材確保については、事業者任せでなく、市が積極的に取り組む必要がある。【16件】 <主な個別意見> ・人材確保については、事業者任せでなく、市が積極的に人材バンクを作るなど市独自の新しい施策を計画に盛り込んでほしい。 ・求人しやすい給料保障ができる補助金をお願いしたい。 ・実際に福祉分野に就業する人を増やす取組をしてほしい。	人材を確保するためには、待遇や職場環境が整っていることが重要であることを踏まえ、効果的な人材確保策について、検討を進めてまいります。	

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
第4章 1 基本的な考え方	(1) 地域支援体制の構築	43	「指導監査」について、監査の内容、監査結果などの情報は提供されるのか。	指導監査における行政処分の内容については、本市福祉指導監査室のホームページで公表しております。
	(2) 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援	44	「早期発見・支援」は、耳慣れない用語であるが、「支援」は「早期支援」「早期療育」などどう違うのか。	「早期発見・支援」の「支援」は、「早期支援」と同じ意味で記載していますが、分かりやすい内容となるよう、以下のとおり修正しました。 「早期療育」だけでなく、障がいに対する保護者の正しい理解のための助言や、適切な療育の情報提供等の支援を行うなど、早期療育につなげるという、幅広い意味合いで支援と記載しています。 【修正内容】 早期発見・早期支援
		45	発達支援センター設置後の発達障害の早期発見・早期療育を検証して障害児計画に反映させることが重要である。	療育を必要とする児童の支援については、障がい種別に関わらず、必要な時期に必要な支援につながる事が重要であり、計画案P76の基本的な考え方にも記載しております。引き続き、関係機関とともに十分な状況把握や検証を行い、計画の推進に努めてまいります。
		46	育児教室～バンビ親子教室の検証が重要。計画ではバンビ親子教室は、どのように位置づけられているのか。 あわせて、民間の児童発達支援の親子療育機能の検証も重要である。	早期支援の場であるバンビ親子教室は、就学前の早期発見・早期療育の検証とその課題分析を実施し、計画案P81の成果目標に係る主な取組の(ウ)にまとめています。 同様に、民間における児童発達支援の親子療育機能の検証や学齢期の支援ケースの分析についても計画案P81の成果目標に係る主な取組としてまとめています。
		47	ライフステージごとの課題の視点では、就学前の「早期発見・早期療育」の位置付けはどうか確認しているのか。 また、バンビ親子教室での親子療育開始年齢、児童数の経年変化は把握しているのか。	就学前の早期発見・早期療育は重要であると認識しており、バンビ親子教室だけではなく、保護者のニーズ把握に努めながら早期療育のための親子教室のあり方について関係機関とともに検討を進め、工夫しながら実施しています。 バンビ親子教室の入室年齢、児童数の経年変化は、親子教室の検討を進めるうえで把握しております。
		48	母子保健での健診や親子教室との連携について【2件】 ・1歳半健診と3歳児健診の実情を明らかにする必要がある。バンビ親子教室との連携も知りたい。 ・早期発見、早期療育がより充実できるように、母子保健での健診(1歳半、3歳半)とバンビ親子教室の連携の具体策を出してほしい。	発達障がいの早期発見を目的として、1歳6か月児健診及び3歳児健診において大阪府の「発達障がい早期発見のための問診項目手引」に基づいた問診項目とスクリーニング基準を設け問診を行い、その結果や保護者からの聞き取り等によって発達相談を実施しています。健診後、経過観察が必要な場合は経過観察健診・相談につないだり、保健師が電話等でその後の様子を伺い、早期療育が必要な場合はお子さんの年齢や状況に応じて、バンビ親子教室などの親子教室につなぐなどの支援を行っています。 保健センターとバンビ親子教室の連携については、入室を希望する親子がタイムリーに入室できるように、月1回、教室の運営状況等を共有し調整したり、安定して通室できるように入室後も必要に応じて保護者の同意のもと連携し支援しています。また卒業後も、保護者の希望や必要に応じ、経過観察健診や3歳児健診等で継続的に支援しています。 さらに、保健センター、こども発達支援センターを含む関係機関で定期的に本市の乳幼児健診及びバンビ親子教室を含む早期療育を目的とした親子教室に関する実績の評価を行い、本市の発達障がいの早期発見・早期療育の現状分析や課題等の検討を行っているところです。

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
第4章 1 基本的な考え方	(2) 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援	49	早期の「診断」を行うことが、発達障害をもつ親子に対する支援の第一歩であると考え、「医療相談」では中途半端であり、医療活動としての「診断」を扱い、診療報酬を得るべき。	支援を必要とする児童の早期発見については、早期の診断が全てではなく、診断がなくてもその可能性がある児童を早期に発見し、支援につなぐことが重要であると考えております。 児童発達外来においては、医療の側面から保護者の相談に対応している他、医療機関を受診するための情報提供等も行っております。御意見につきましては今後の施策を検討するうえで参考とさせていただきます。
		50	新生児スクリーニング検査により聞こえにくいことが分かった時から保護者が安心して相談できる場や情報の提供を望む。精密な聴力検査を行う大病院の耳鼻科は吹田市にはない。大阪府との連携をもとに保護者に情報を届けてほしい。大阪府の取組の成果から吹田市も学び、連携して行ってほしい。	本市では、令和2年10月から新生児聴覚検査費用の一部助成を開始しています。検査の結果、保護者の相談や支援が必要な場合には、保護者の同意のもと医療機関と連携し、大阪府が作成する「大阪府新生児聴覚検査事業の手引き」に基づき、精密検査実施医療機関や相談・療育機関の情報提供を行うなど、必要な支援を行っているところです。また、最新の知識と情報を保護者に提供できるよう、定期的に府立聴覚支援学校と連携し研修等を行うなど知識の習得等にも努めているところです。さらに、市内には大阪大学医学部附属病院等の精密検査実施医療機関がございますので、支援の際には必要に応じて連携させていただいております。
		51	難聴児の支援が基本的な考え方に示されているのは、新たな国の方針なのか。難聴児の発見については積極的に進めてほしい。	今回の計画策定に向けた国の基本指針では、難聴児の支援についての項目が加わりました。本市では、従来からの乳幼児健康診査等での聴覚検査の実施に加え、令和2年10月から、新生児聴覚検査費用の一部助成を開始しています。今後も難聴児の早期発見に向けた取組を推進してまいります。
	(3) 地域社会への参加・包容の推進	52	小・中学校におけるバリアフリー化のため、エレベーターの設置率を引き上げて欲しい【3件】 〈主な個別意見〉 ・第2期吹田市障がい児福祉計画の中で、今後3年間でエレベーター設置率を30%まで引き上げる提案をすべき。 ・吹田市のエレベーター設置率は、全国平均を下回っているのではないのか。学校で身体障害者が勉強するにあたり、合理的配慮に欠けていると言わざるを得ない。	吹田市立小・中学校のエレベーターについては、自力での校舎内上下移動が困難な児童・生徒の教育及び学校生活を保障するため、各校における移動が困難な児童・生徒の入学の予定や在籍状況、教室の配置等、エレベーター設置の必要性を総合的に判断しながら、順次設置を進めており、現在、学校生活を送る上でエレベーターが必要な児童・生徒が在籍する各学校にエレベーターを設置済みです。 令和2年度末時点では、設置校10校、設置率19%となる見込みであり、引き続き、設置に努めてまいります。
	(5) 障がい児相談支援の提供体制	53	P77、1の(5)障害児相談支援の提供体制とあるが、障がい児療育相談支援体制ではないのか。一般的な生活相談を含むのであれば、子育て政策室だけでなく、内容によって障がい福祉室・障がい者相談支援センターが担っているのではないのか。	「障がい児相談支援」という標題の表記については、療育相談だけでなく、障がいの疑いがある段階から本人や家族に対する相談支援も含めた幅広い意味合いで記載しています。 なお、子育て政策室につきましては、令和2年4月1日より、それまでこども発達支援センター又は障がい福祉室が担当しておりました、18歳未満の障がい児通所支援サービスについての申請窓口となっております。 また、障がい福祉室や障がい者相談支援センターについても、障がいのある児童等の相談窓口の1つであると考えております。

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方	
第4章	1 基本的な考え方	(5) 障がい児相談支援の提供体制	54	相談支援事業に携わる専門性の議論は、進めているのか。 発達支援センターの後方支援の結果の検証が必要である。	サービス等利用計画の作成にあたっては、保護者や子供の状況、社会資源等を十分に勘案することが重要であり、相談支援専門員のスキルの向上を図るため、障がい児者計画相談支援事業者等連絡会において研修会を実施しております。 また、就学に向けた支援に関しては、就学前に児童が所属する機関においても、我が子にあった進路選択ができるよう、保護者の相談に丁寧に対応しています。
	2 成果目標	(1) 障がい児支援の提供体制の整備等	55	児童発達支援センターを増設してほしい。【3件】 〈主な個別意見〉 ・増加傾向にある障がい児に手厚く、保護者の不安に対応するためにも、北部地域にも、現在ある発達支援センターの機能をもった施設の増設が必要。	児童発達支援センターは、国の基本的な指針に示されているとおり、地域における中核的な支援施設として、障がい児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図るほか、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するための地域支援機能の強化が重要であり、その役割において、複数の設置は必要ないと考えています。療育等の障がい児支援の提供体制については、本計画において各年度ごとに設定する見込量（活動指標）の確保に努めてまいります。
			56	提供体制の根拠となるニーズについて、児童発達支援の利用児童数と利用日数はどう算定しているのか。 本来は毎日の療育ニーズを持つ子どもが様々な理由で幼稚園や保育園等で保育を受けているような場合は、把握しているのか。また、就学時に支援学校に進学していることどもたちが、就学前に、毎日療育が保障されているかなど、検証がいる。	計画案P86の児童発達支援の利用見込算出にあたりましては杉の子学園、わかたけ園、吹田療育園のみならず、全ての児童発達支援事業所を対象としております。加えて、市外事業所利用についても含めた数値にて、国、府の考え方に沿った算出方法（支援の月間実利用見込者数に1人あたり月平均利用量を乗じた数量）で算出しております。 児童発達支援センターは、国の基本的な指針に示されているとおり、地域における中核的な支援施設として、障がい児通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図るほか、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するための地域支援機能の強化が重要であり、その役割において、複数の設置は必要ないと考えています。 サービス利用については、児童発達支援センターをはじめ多様な社会資源がある中で、相談支援専門員が保護者や子供の状況を十分に勘案し保護者の同意のもとに利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行っております。引き続き、相談支援事業所とも連携しながら、十分な状況把握や検証に努めてまいります。
			57	地域支援センターの各種の親子教室、訓練、外来相談（発達等）や巡回指導等、吹田市として実施してきた様々な事業は計画範囲には入れない方針か。	障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、国や大阪府の基本指針等に沿い、本市における障がい児通所支援及び障がい児相談支援についてを中心に記載しておりますが、それら以外の市の事業についても、P81、82に「事業所への訪問巡回」、「保育所等への巡回相談」、「親子教室」、「保護者を対象とした支援プログラム」などを記載しております。
58	早期療育や就学前の障害児保育を必要な時、必要な分だけ受けることのできるシステムを目標に、市全体のニーズに対して現在吹田市で対応できている部分（発達支援、保育所訪問等だけでなく）と対応できていない課題となる部分の分析が計画としては必要。	療育を必要とする児童については、療育システム推進連絡会において関係機関と密接に連携しながら状況の把握や課題の分析を行い、施策間の有機的な連携を図る中で支援の強化に努めています。			

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方
2 成果目標	(1)障がい児支援の提供体制の整備等	59	30万都市では全体の療育提供の状況を把握することは、民間の事業者の増加もあり、困難な状況になっていると思う。 発達支援センターは、このような議論に必要な基礎的なデータの集約、情報提供が必要。	市域全体の療育提供の状況、実態の把握については、こども発達支援センターを障がい児支援の拠点施設と位置付ける中で、情報を集約し、支援体制の整備に努めているところです。
		60	P81の図の中の計画相談は障がい児相談支援ではないか。	障がい児相談支援の取組を分かりやすくするため、具体的な内容を記載しています。
3 障がい児支援の利用見込みとその確保策	(1)障がい児通所支援等	61	P85の表の「児童発達支援」について「知的発達に障がいのある」とあるが、間違いではないか。一元化の趣旨は、知的障害だけでなく、知的障害のない発達障害を含む療育体制のほうである。	「医療型児童発達支援」の説明との違いを分かりやすくするため、記載していましたが、誤解を生じることのないよう、以下のとおり修正しました。 【修正内容】 知的発達に障がいのある児童に、～
		62	計画の中にコロナによる影響を把握して分析をしないのか。	新型コロナウイルス感染症の影響は長期にわたり続いていますが、計画策定段階において、令和3年度(2021年度)から3か年の本計画期間中の感染症状況を予測することは難しいことから、利用者数等の計画数値は、その影響を反映していません。利用状況の推移を注視するとともに、今後のアンケート調査時には、新型コロナウイルスの影響を踏まえた内容を検討するなど、実態把握に努めます。 また、新型コロナウイルスの感染拡大への市への取組としては、障がい児通所支援事業所等には、サービスの継続ができるよう、通常では想定されないかかり増し経費(追加の人件費等)に対する補助や、特別支援学校等の臨時休業に伴う、放課後等デイサービスの利用増加等による、利用者負担金の助成等の支援を国及び市負担で実施しております。
4 障がい児支援の利用見込みとその確保策	(3)子ども子育て支援等	63	保育園等の受け入れ人数や人員等について【2件】 ・発達障がい児が増加している中、保育園の3・4・5歳児の1クラスの受け入れ人数を少なくしてほしい。 ・コロナ禍において、今の保育園、幼稚園、認定こども園の現状では密を避けることはできていない。それは障がいを持つ子に対しても同じ。早急に施設や人員の整備をする計画を入れてほしい。	平成27年度(2015年度)から始まりました「子ども・子育て支援新制度」により、全国的に保育需要が増加し、本市においても多くの保育所待機児童が発生したことから、保育所整備や緊急対策の小規模保育事業所設置を進めてきたところですが、保育料無償化の影響もあり、3歳児以上の保育需要につきましても増加している状況です。また、保育施設が多く創設されるなか、保育士の確保不足も深刻になっています。こうしたことから、3歳児以上の入所枠を減らす、または必要な保育士数を増やすような最低基準の変更はできません。 さらに、最低基準については市の条例で定めるものですが、市内の公私立認可保育施設に適用されるものですので、国の最低基準により積算された給付費で運営されている私立認可保育施設に義務付けることは困難です。なお、3歳児については15人に対して保育士1人を配置している場合は、給付費に加算が付くなど、国も手厚い保育への働きかけをしているところです。 なお、教育・保育施設の整備につきましては、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、既存幼稚園の認定こども園化及び保育所の整備を基本に取り組んでいるところです。

計画案該当箇所		No.	提出意見	市の考え方	
第4章	3 障がい児支援の利用見込みとその確保策	(3)子ども・子育て支援等	64	<p>保育と教育での支援のあり方の格差等について【2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育と教育での支援のあり方の格差など幼保連携こども園で問題になっている支援制度のあり方について、検討会を立ち上げて、吹田市の全ての支援を必要とするこどもたちがどの施設にいても必要な時に必要な支援が格差なく受けられる療育システムの再構築をしていき、計画に反映させて、運用してほしい。 ・保育園、幼稚園、認定こども園どの施設に行っても、格差のない療育、保育、教育が受けられるようにしてほしい。 	<p>本市では、発達に課題のある2号認定児・3号認定児には、発達支援保育制度や要配慮児保育制度により巡回相談を行っており、幼保連携型認定こども園及び公立幼稚園の1号認定児には、令和3年度から発達相談員と、乳児からの発達を熟知し幼児の発達保育に携わった経験のある会計年度任用職員が共に巡回相談を実施していくこととしております。</p> <p>現在、保育所保育指針及び幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3歳児以上の部分は同一内容となっており、これに基づきまして、質の高い教育・保育の提供をめざしてまいります。</p> <p>また、療育システムの推進については、こども発達支援センターや保育幼稚園室、保健センター、教育委員会等の関係室課で構成する療育システム推進連絡会において、施策の検討や課題の整理等を行っております。引き続き、療育を必要とする子供たちの支援体制の充実に向け、検討を進めてまいります。</p>
			65	<p>発達支援保育の実績数値が減少しているが、分析が必要である。</p>	<p>発達支援保育枠については、ほぼ公立で担っており、この間、公立保育所は既に4園民営化しており、枠が減っているという現状があります。一方で、要配慮保育制度の利用は少し増えております。</p> <p>ここ数年の傾向として、配慮を要する児童の保護者で就労を希望する保護者が増加していることから、発達支援保育制度の申込ではなく、要配慮保育制度の申込が増えています。要配慮保育制度については、見込量以上であっても、就労等要件で施設利用となり、発達の支援を希望する場合は利用が可能です。</p> <p>また、保育所民営化に伴い減少する発達支援保育の受皿の確保については、発達支援保育制度の申込状況と他の障がい児通所支援の利用状況等を勘案し、検討してまいります。</p>
			66	<p>「気づき」によって子ども理解が進んだ保護者の子どもを対象にしているように見え、療育が必要であるのに、そうでない子どもの把握が必要だと思う。本来、発達支援の必要な子どもの議論は、健全育成と関わって、避けて通れないテーマだと思う。</p>	<p>療育を必要とする児童の早期発見・早期療育のためには、保護者の子供理解や気づきを促す等、保護者を含めた支援がとても重要であると考えております。このため、計画案P88に記載しているとおり、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めてまいります。</p>

計画案該当箇所	No.	提出意見	市の考え方
第5章 1 実施体制と進 行管理	-	<p>PDCAサイクルに関する記載が不十分である。【4件】 <主な個別意見> ・第5期障がい福祉計画について、どのように評価し、改善したかの記載を求める。 ・施策の具体化にあたり、当事者参画が必須となっていないのではないか。</p>	<p>計画案に記載のとおり、各成果目標における第5期計画期間における状況(現状)を踏まえ、成果目標達成に向けての取組を掲げています。 計画の推進にあたっては、当事者参画を基本とし、審議会等の場で御意見を伺いながら、取組を進めるものと考えています。 なお、地域自立支援協議会の関わりを明確にするため、以下のとおり追記します。 【追記内容】 (1)実施体制 第4期吹田市障がい者計画の基本理念及び基本的方向性に基づき、第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画については、福祉部と児童部が共同で取組を推進するとともに、吹田市地域自立支援協議会、庁内関係所管や他の行政機関、障がい当事者及び障がい福祉団体その他地域団体等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な施策の推進に取り組めます。</p>
	-	<p>その他、施策推進に当たっての提案など【8件】 <主な個別意見> ・福祉の必要性をもっと重要視してほしいと思う。 ・福祉も行政に頼るだけの道から、自立の道を模索する必要があると思う。行政指導の一環として、医療や福祉事業に自立を促す方法を提案してほしい。 ・医療や福祉のような「民間」においては、「連携はボランティア」であることを自覚してほしい。連携会議においては、会議時間のほか、移動や準備に時間を要し、これの人件費を要する者であることを念頭においていただきたい。また、こうした見地から、せめて移動時間をカットするためのweb利用など、現実的な対応を考えるべき。 ・障がい福祉の多くの部分が民間に委託されているだけに、「現状分析」のリソースに、民間で関わっている者たちの「声」が反映されるシステムが必要。 ・地域住民の主体形成のため、地域住民が主体的に当事者と「直接対話する場づくり」が必要と考える。</p>	<p>いただいた御意見も参考にしながら、取組を進めてまいります。</p>